

在来種の再生とオオキンケイギク対策

在来植物

カワラサイコ、カワラヨモギ、カワラナデシコ、カワラマツバ、カワラハハコなど、河原の環境に結びついて生育する日本在来の「河原植物」とよばれる植物。



カワラヨモギ

カワラマツバ

カワラサイコ

外来植物

緑化事業や河川周辺の都市化にもともなって持ち込まれた外国産の植物、砂礫質河原でも旺盛に生育する種類も多い。



オオキンケイギク

シナタレスメカヤ

オオフタバムグラ

オオキンケイギクが特定外来生物に指定(平成18年)

特定外来生物(植物)は、一般的に繁殖力が旺盛なものが多く、在来植物の衰退原因の1つといわれている。
特定外来生物(植物)は現時点で、12種類が指定されている。

指定	種名	防除の公示を行った主務大臣等	備考
1次	ナガエツルノゲイトウ	環境大臣	水草
	ブラジルキドメグサ	環境大臣	水草
	ミスヒマワリ	環境大臣	水草
2次	ポタンウキクサ	環境大臣	水草
	アソラ・クリスタ	環境大臣	水草
	オオフサモ	環境大臣	水草
	スバルチヤナ・アングリカ	環境大臣	
	オオキンケイギク	環境大臣・国土交通大臣	
	オオハンゴンソウ	環境大臣・国土交通大臣	
	ナルトサワギク	環境大臣・国土交通大臣	
	アレチウリ	環境大臣・国土交通大臣	
	オオカワジヤ	環境大臣・国土交通大臣	

指定された12種類のうち、
・環境大臣が、主務大臣として防除の公示「ミスヒマワリ」、「ポタンウキクサ」等の水草を含む7種
・国土交通大臣が、主務大臣として防除の公示「オオキンケイギク」、「アレチウリ」等の5種類

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき
平成18年国土交通省・環境省告示第一号「特定外来生物の防除に関する件」では
「国土交通大臣および環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする」と明記

「オオキンケイギク植生管理実験(H18～)」は、防除手法の開発の一環として
国土交通省 国土技術政策総合研究所 緑化生態研究室が、現地実験を実施中。

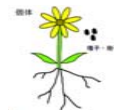
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定
生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定、飼養や輸入を原則禁止
(平成16年6月)
野外における特定外来生物の防除の促進のための措置を定める

特定外来生物の取扱いに関する規制
・飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止
・輸入することが原則禁止
・野外へ放つ、植える、蒔くことが禁止
・譲渡し、引渡しが禁止(販売含む)



特定外来生物(植物)は、原則として生きている「個体(個体には種子、胞子が含まれる)」を指す。
「個体」は、種子とその他政令で定めるものを含み、植物の場合、茎と根が揃って生きているものを指す。(法第2条1項)



オオキンケイギクにちなんだ地域の祭りが中止に!

オオキンケイギク祭り

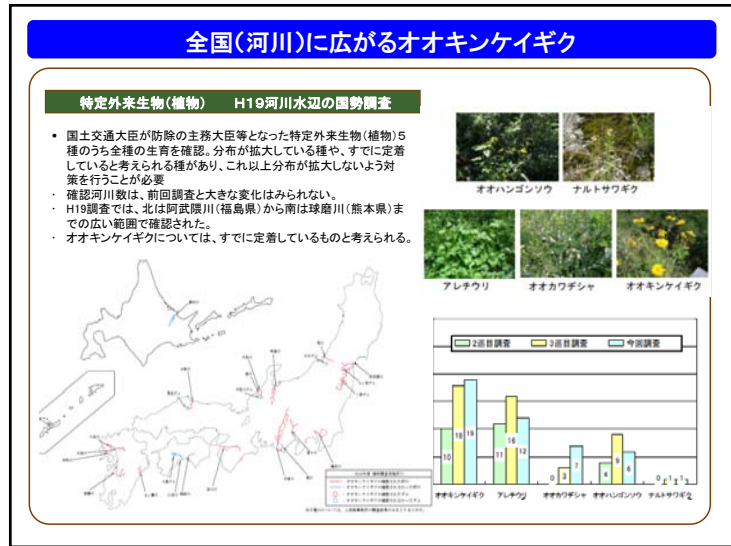
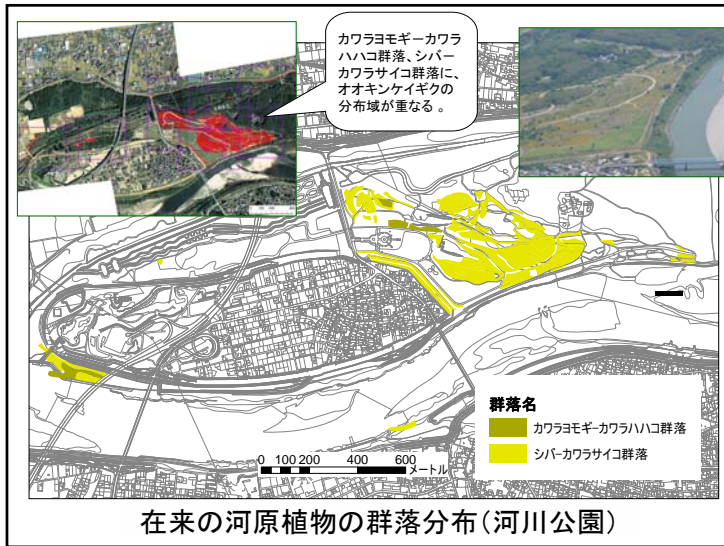
- H10～15年「オオキンケイギク祭り」(第1～5回) 6月頃開催
花に関するイベント、町特産品の販売
- H16年 「かさだ広場フラワーフェスタ」に名称変更
- H16年6月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」成立。
オオキンケイギクが特定外来生物の二次指定を受ける。
- H18年2月 各務原市では、催事中止決定
- H18年5月 各務原市では、催事中止決定

平成18年1月27日 中日新聞



平成18年5月12日 中日新聞





豊かな自然環境にはぐくまれた景観 多様な生物の棲息・生育の場

○上流域では、瀬と淵が連なり、砂礫河原が広がる。瀬はアユの生息場。砂礫河原はコアジサシ等の繁殖地となっている。

○中流域では、緩やかな流れとなり、水際はワンド等の水際湿地やヤナギ林が連なる。ワンド等の水際湿地はモロコ等の生息場となっている。

上流域

連続する瀬と淵
砂礫河原
中流域の瀬と淵 (長良川52.8km付近、岐阜市)
砂礫河原 (長良川43km付近、岐阜市)

中流域

ハブの生息する湧水地帯
トンボ池
キノガワフユスリカ
ワンド等の水際湿地
ケレップ水制御のワンド
下流域のヨシ原
河口域の干潟

下流域

ワンド等の水際湿地
ケレップ水制御とワンド

河原植物の再生(オオキンケイギク防除)の方向性

河原植物を保全し、「本来の河原らしさ」を創造するには、自然とのふれあいを通して、自然と人間の共生をめざし、その地域にふさわしい自然環境を創造していくことが重要

第1の課題

多くの外来種については、その生育実態は未だ十分ではない。そこで、生態系管理の中に外来種対策をどのように位置づけ、具体的な管理をどう構築していくべきかが課題

第2の課題

河川だけでなく、道路、公園、民地とあらゆる場所へのオオキンケイギクの侵入が見られる。そのため、国、県、市の協力はもとより、民間(市民)の協力が不可欠。

第3の課題

近年、特定外来種の影響について、かつてないほど社会的な認識が高まってきた。しかし、その侵入予防や生態系からの排除に対する地域のコンセンサスは必ずしも十分に得られていない。

↓

防除技術の開発

- 全国どこでも、外来種が蔓延している現状では、除去や草刈りのように植物個体を直接的に管理する手法が有効である。
- 例えば、河川においては、その川の特徴を十分に考慮した防除技術の開発が必要であろう。

市民との協働(市民参加)

- いったん侵入した特定外来種について、国や地方自治体とともに、市民がいっしょになって防除するような「市民参加型の防除」が望まれる。
- 外来種の侵入を未然に防ぐための知識の共有(啓蒙活動)の充実が必要。

将来像の共有(地域コンセンサス)

- 特定外来種対策は、地域の問題であり、市民や地方自治体の理解と協力が必要。そのためには、どのような「河川づくり」を目指すのかというコンセンサスの形成が必要。